

米^ニ国^ニ商^ニ務^ニ省^ニ・米^ニ国^ニ特^ニ許^ニ商^ニ標^ニ庁^ニ 編

米 国 特 許 入 門

— 海^ニ外^ニ進^ニ出^ニ企^ニ業^ニ必^ニ携^ニ —

翻^ニ訳^ニ
解^ニ説^ニ 米^ニ国^ニ特^ニ許^ニ研^ニ究^ニ会^ニ

日^ニ刊^ニ工^ニ業^ニ新^ニ聞^ニ社^ニ

米国特許研究会

本田 紘一（特許庁審査官）	石井 淑久（特許庁審査官）
中野佳直（特許庁審査官）	末政清滋（特許庁審査官）
宮本昭男（特許庁審査官）	飯塚直樹（特許庁審査官）
後藤正彦（特許庁審査官）	長浜義憲（特許庁審査官）
中島次一（特許庁審査官）	前田 仁（特許庁審査官補）
舟木 進（特許庁審査官）	久能琢也（特許庁審査官補）
八日市谷正朗（特許庁審査官）	桜井義宏（特許庁審査官）
高木 進（特許庁審査官）	大槻清寿（特許庁審査官）

刊行にあたり

1980年代のわが国は、創造的な自主技術の開発をすすめ、技術の国際的展開を図り、国際経済社会の一員として人類の発展に貢献することが強く求められております。

このためには、技術開発を一層推進しすぐれた発明について、海外において特許権を取得し、その活用を図ってゆくことが重要と考えられます。とくに、技術的先進国であり、経済的にもわが国と密接な関係があり、自由で広大な市場をもつ米国で特許権を取得することは、わが国企業が海外に発展してゆく上で、きわめて重要なことであります。民間企業もこの点を認識され、昨年は米国において外国人が取得した特許で、わが国は遂に西独を抜き首位を占めるにいたり、同様な傾向は、西独、仏、英国においてもみられます。

しかしながら、わが国からの海外への特許出願件数は、わが国の技術水準が著しく向上し、国内での特許出願が先進諸外国に比べ著しく多いにもかかわらず、著しく少ないものといわざるを得ません。このことは、わが国の約半分の出願件数の米国が、1978年度で8万5000件の外国出願があるのに対し、わが国は3万件に過ぎないことでも明らかであります。

米国は、その多くの外国での特許に基づいて、年間1兆2000億円以上の対価を得る技術輸出大国となっております。これは、わが国の約17倍に相当する額であります。

輸出により外貨を獲得せざるを得ないわが国は、製品の輸出のみでなく貿易摩擦がまったくないばかりか、却って現地企業に歓迎される技術輸出を一層考えてゆく必要があります。そのためには海外に多くの特許出願をすることが、その目的達成の第一歩といえます。

このためには、出願をしたい諸外国の特許制度に関して正確な知識を習得す

ることが必要であります。このような時期におきまして、米国特許庁が米国民のために作成した入門書について翻訳書が刊行されることは、誠に時宜を得たものと思います。

特に本書は、単なる翻訳にとどまらず、法制、文化等の日米両国の相違にも配慮して適切なコメントや解説を加えて、特許の専門家でない読者にも非常に理解しやすいものとなっています。また、米国の特許事情、統計資料、裁判制度、弁理士制度や米国特許商標庁の組織解説などの参考事情も豊富に記載されていることも特徴であり、米国の特許制度を理解する上で大きな助けとなるものと思います。

このような観点で、本書は類書とは異なった平易な米国特許制度の入門書であり、今後、米国へ出願する企業、さらには米国本土へ進出する意欲をもつ企業はもちろん、弁理士等実務家にとっても好ましい伴侶の一つとなると思われます。

昭和 56 年 10 月

特許庁 特許技監 岩 田 弘

刊行にあたり

わが国の特許・実用新案の件数は、年間 38 万件を数え、特許庁は、現在その審査処理に熱意をもって取り組んでいるところであります。

わが国の科学技術の水準の上昇と共に、国際的水準に達した発明・考案が多数見受けられております。しかしながら、これらのすぐれたわが国の発明に関する海外への特許出願の状況をみますと、工業先進国の中では決して多い数字ではないようであります。

わが国の産業が国際社会の中で成長発展していく上で、海外での特許権の取得を促進してゆくことはきわめて重要なことであり、このためには諸外国の特許制度について正しい認識をもち、多数の企業が、海外へ特許出願を行うことが必要となってくると考えます。また、わが国から諸国へ出願が増加することは、一国のみの利益になるのみではありません。諸外国へ出願すれば、その発明は他国において特許公報等によって公開されるのでありますから、その国の産業界に発明情報を提供し刺激を与えることになるからです。これは、技術の国際交流を意味することにもなり、技術の国際親善ともいえることになるでしょう。

戦後 30 年わが国が、目覚しい経済的発展を獲得できたのも、先進国からの多くの優秀な出願があり、公開された多くの特許情報があったからともいえるのです。

さて、この度このような時期にあたって、米国の特許制度を平易に解説した翻訳書が出版されるのを聞き、大いに意を強くしているところです。その内容も、誠意のこもったものであり、米国の特許制度を多面的に理解できるようにいろいろな資料やコメントがていねいに添えられて理解がしやすいものであります。

とにかく，このような書籍が多く発行されることによって，わが国の優れた技術が海外の多くの諸国で利用されるようになることを祈るとともに，本書がその意義ある先駆の一つとなることを望みます。

昭和 56 年 10 月

特許庁 審査第三部長 大 塚 栄 吉

翻訳・監修のことば

今や地球には、多くの人工衛星が飛び交い、スペースシャトルが宇宙と行き来をしようとする昨今であるが、その宇宙科学の進歩と共に世界各国の国際化も一段と熱気を帯びてきている。

この国際化の波のなかで、わが国総貿易量の1/3を占める米国との関係は、以前にも増して、貿易のみならず、科学技術協力・文化・教育・企業活動をはじめとしてあらゆる点で、一層親密になろうとしている。

特に、わが国の米国内における企業活動は、活発なものがあって、大企業のみならず中小企業の工場進出は、他国を圧倒して米国において最大となっており、今なお増加が続こうとしている。

このように活発なわが国企業の海外活動も、そのすぐれた生産技術や製品を担ってのことであるが、企業活動にとって最も重要なポリシーの一つである特許管理は、今後大いに研究されて企業活動を容易にさせ、その安全を確保する必要があるといわれている。特に、製品を輸出または海外工場で生産するときに、活動中の特許の調査、自社の特許出願とその取得は、欠くことのできない事項となっている。とくに、米国は、万事契約社会といわれている。人種のるつぼである米国は、何事をするにしても契約を絶対的に必要とする。

特許制度そのものも、発明者と国との契約の上に成り立つものとする。

商取引において、特許を所有していることが、契約を成立させるときの有利な保証となるわけである。

また、技術立国を目標とするわが国が、製品の輸出から技術のそれによってゆくとき、特許の取得および活用はますます重要となってくるはずである。

ところで、これら特許に対して、重要な認識がなされているにもかかわらず、わが国には、とくに米国特許の入門書として適切なものがなく、困難を来たし

ていたのが実情であった。

本書は、米国商務省・特許商標庁が発行した“Patent & Inventions: An Information Aid, FOR INVENTORS”（第2章），“General Information Concerning PATENS”（第3章），“Guide for Patent Draftsmen”（第4章）を内容としているが、この期待に充分応えられるものであって、その懇切な説明内容や案内には満足がいくものと確信する。

わが国と米国の特許制度とは大きく異なっており、その違いを歴史や文化を越えて理解するのはなかなか容易ではないが、ここに翻訳・紹介する当入門書は、米国商務省・特許商標庁自身が、発明者向きに発明奨励を目的として企画編集したものであり、さらに翻訳にあたり、適宜日本の特許法との違い、米国の制度の紹介やコメントなどを加えて理解が容易となるように工夫し、また最後の章で参考資料や統計資料をあげて読者の便に供したものである。

したがって、特許関係者のみならず貿易、商事会社関係者、海外駐在員、経営者、技術者など各界の人々にとっても有益な書となると思われる。

さらに、本書を通して、米国の特許に対する考え方や行動様式も知ることができ、特許制度を利用して、現代の工業大国を築いたその姿勢がわかろうというものである。

また、この書を通して、米国とわが国の相互の発明活動が理解され合ういささかの端緒ともなり、大宇宙のなかに浮ぶ美しい地球号で、素晴らしい大自然が人間に許した最高のロマンの一つであるこれらの創造的活動を通して、やがて相互理解のこの輪が世界中に広がっていき、さらに生き生きとした地球になることを祈るしだいである。

——人類共通の素晴らしい財産であり言葉である発明を通して——

終りに、本書の刊行にあたり、米国の Henry KODA 氏および御援助下さいました多くの方々に心から謝意を表したい。

昭和 56 年 10 月

米国特許法研究会

本 田 紘 一

目 次

第1章 翻訳・解説にあたって

1. 米国の特許事情	1
(1) 出願状況の分析	1
(2) 特許状況の分析	5
(3) 州別の特許発行件数の分布状況（1979年度）	7
2. 米国政府の特許制度強化	9

第2章 発明者のための特許入門

翻訳者緒言	13
1. 特許とは何か	14
2. 特許の重要性	15
3. 発明者	17
4. 基礎ステップの要約	18
(1) 第1ステップ——発明の実用性の確認	21
(2) 第2ステップ——証人,記録,勤勉さ	22
(3) 第3ステップ——サーチ	24
(4) 第4ステップ——サーチで見つけた特許の研究	28
(5) 第5ステップ——特許出願の準備	29
(6) 第6ステップ——特許商標庁の業務	34
5. 発明の開発市場化	38
(1) 開発効果の重要性	38

(2) 政府の援助	39
(3) 発明はいつ明らかにできるか	39
(4) 特許の取得後の注意	39
(5) 特許の取得前の注意	40
(6) 特許出願前の注意	41
6. よく聞かれる質問への回答	42
(1) 特許出願係属中の意味	42
(2) 特許出願	42
(3) 特許出願をする時期	46
(4) 特許権の所有と譲渡	48
(5) 特許の存続期間	50
(6) 特許のサーチ	51
(7) 代理人	51
(8) 植物および意匠特許	53
(9) 特許から得られる技術知識	54
(10) 特許権の侵害	54
(11) 特許権の効力	55
(12) 外国における特許保護	56
(13) 国防発明	56
(14) 発明・特許の開発市場化	57

第3章 特許に関する一般知識

翻訳者緒言	61
1. 特許商標庁の職務	61
2. 本書の目的	62
3. 特許とは何であるのか？	63
(1) 著作権	64
(2) 商標権	65
4. 特許法	65

5. 何の特許されるか	66
6. 特許の取得のための新規性とその他の要件	68
7. 米国特許商標庁	71
8. 特許商標庁の刊行物	74
9. 一般情報と通信	77
10. 図書館, サーチルームでの調査	79
11. 特許弁護士と弁理士	83
12. 特許を出願することができる者	86
13. 特許出願	88
(1) 宣誓あるいは宣言, 署名	91
(2) 出願料	92
14. 明細書(発明の詳細な説明とクレーム)	94
15. 図面	99
16. ひな型, 見本	105
17. 特許商標庁での審査と手続	105
(1) 特許商標庁の通知	107
(2) 出願人の応答	110
(3) 最終拒絶通知	115
18. 出願書類の補正	117
19. 応答期間および放棄	120
20. 審判部および裁判所への提訴	120
21. 抵触審査	123
22. 特許の許可と発行	128
23. 特許と特許権の性質	131
24. 特許の訂正	133
25. 特許の譲渡と実施許諾	134
(1) 譲渡の記録	134

(2) 共同の所有権	135
26. 特許権侵害	136
27. 特許表示と「特許出願中」の表示	138
28. 意匠特許	139
29. 植物特許	139
30. 条約と外国特許	142
31. 外国人の米国特許出願	144
32. 料金と支払	145
33. 書式	151
1. 単独発明者による特許出願；代理権委任状，宣誓書	152
2. 共同発明者による特許出願；代理権委任状，宣誓書	154
3. 意匠出願，明細書，宣誓	156
4. 植物特許出願；代理権委任状，宣誓書	158
5. 代理権の取消し状	160
6. 特許権の譲渡	161
7. 出願権の譲渡証	162
8. 出願中に含まれる宣誓書に代る宣言書	164

第4章 特許製図入門

1. 図面	167
要求される図面	167
図面の内容	168
図面作成規格	168
非公式な図面	168
図面を作成する製図士	169
古い図面の使用	169
2. 意匠特許	169
図面	169

3. 製図士のための(図示)記号	180
------------------------	-----

第5章 参考特許情報・統計資料

1. 米国特許法および施行規則抜粋	185
(1) 米国特許法抜粋	185
(2) 米国施行規則抜粋	192
2. 米国特許用語解説	192
3. 米国特許関係資料	200
4. 米国特許商標庁の組織	200
5. 米国裁判所の組織	208
(1) 連邦の裁判所	208
(2) 州の裁判所	208
(3) 関税特許控訴裁判所	209
(4) 請求裁判所	209
6. 米国の代理人制度	209
(1) 代理人の種類および資格の取得	209
(2) 弁理士試験	210
7. 最新特許法改正	212
(1) 再審査請求制度	212
(2) 新料金制度	215
8. 参考文献	215
付録：米国の特許制度および発明の歴史	217
索 引	巻末

第1章 翻訳・解説にあたって

本書を読まれる前に、現在の米国の特許事情、たとえば出願や特許の状況やその概況を簡単に述べてみたい。これは、米国の特許制度を理解する上で、一層役立つものと思われ、また興味がさらに湧いてくると考えられるからである。

1. 米国の現在の特許事情

米国企業の研究技術開発の状況は、特許商標庁への出願や発行された特許の状況と、ちょうどわれわれの心臓の活動が、脈搏として伝搬してゆく関係と同じように、類似の関係にある。

しかも、特許システムは、米国企業の活動状態が、どの文献や情報よりも正確に伝わる。とくに、米国はいうまでもなく巨大な工業国であるとともに、また他の先進諸国からも工業製品を多量に輸入しているために、他国の企業からも米国特許商標庁へすぐれた発明が必然的に集ってくることになる。そのため、それだけ優秀な特許情報が入手しやすい宝庫となっている。

では、米国の特許状況の内容について、具体的に述べるものとする。

(1) 出願状況の分析

現在の特許出願は年10万件であって、この傾向は1970年以来変わっていない。1979年度で特許となった件数は、5万5000件で昨年を除けば7万件台であるから、約2/3が特許となる率と考えてよいだろう(図1.1参照)。

ここ10年間ほとんど横這いの状況が続いているわけで、さかんにしかも急速に出願が伸び続けているわが国と比べて、伸び率は停滞している。

従来より、その国の産業活動と特許出願との間には、相関関係があると一般にいわれてきたが(図1.2参照)、この出願停滞と現在の米国の自動車、家電

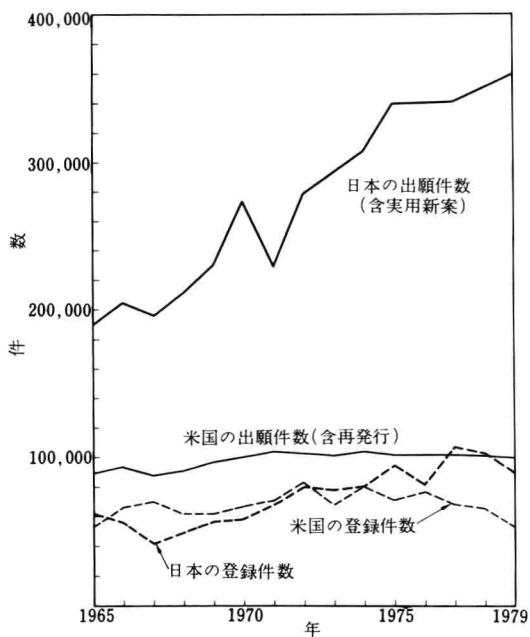


図 1.1 米国とわが国の特許の出願および登録の推移

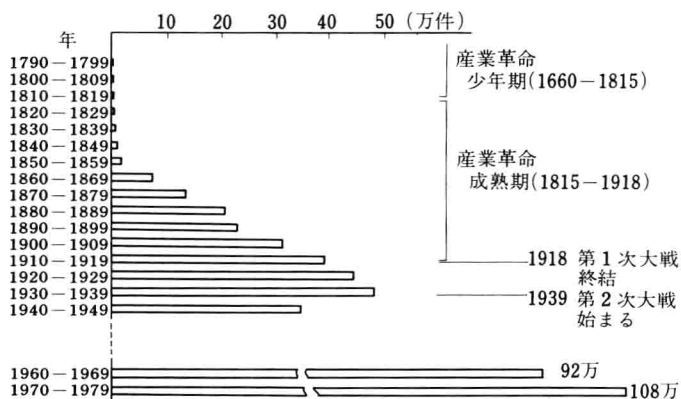


図 1.2 米国特許出願の発展期の変化

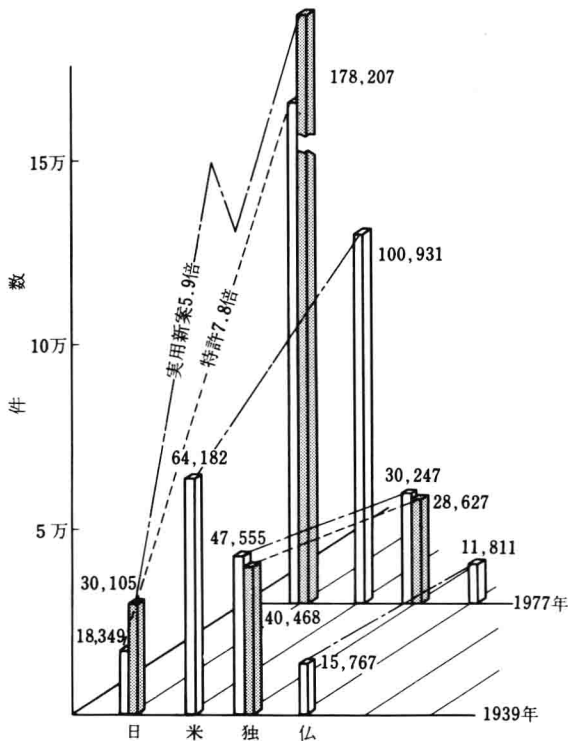


図 1.3 各国別特許出願数の変化 (第二次大戦 [1939 年～1977 年])

や鉄鋼輸出問題を併せ考えると、やはり米国の現在の発明活動の停滞に思いをめぐらすにはいられない (図 1.3 参照)。

しかし、フォーチュン誌 (1980 年 9 月号) によると、米企業 500 社の動向は、1954 年以来、消費者価格は 3 倍となったが、売上高は 12 倍となり、利潤は 10 倍にのぼっている。この間、雇用は 2 倍であるが、雇用者 1 人当りの平均売上高は、1954 年から 1980 年まで約 6 倍に伸びており、米企業の巨大な活動に変わりはない。

ただし、売上高別では、多くの石油企業が上位を占めており、またその点の評価はむずかしいといえそうである。

いずれにしても、米国が軍事研究の技術分野を除けば、生産性の分野でわが

表 1.1

発明年度	発 明	発明年度	発 明
1876	電 話	1942	原 子 炉
1884	鋳造植字機	1946	電子計算機
1894	自動織機	1947	自動採炭機
1903	飛行機	1947	トランジスタ
1907	真空管	1954	メーザ
1911	コンバイン	1958	衛星通信
1923	テレビ	1960	集積回路
1928	綿つみ機	1967	光通信
1935	人造繊維		

国に遅れをとったことは、間違いのないところであろう。NBCの放送の1980年夏の番組の「日本にできるなら、われわれも」は、全米で推定2000万人が視たといわれるが、その反響の大きさがその事実を如実に物語っている。

ただ、米国は、幾度も不況や困難に直面して克服してきた歴史がある。科学技術に対して理解のある指導者も少なくない。科学技術に対する政策も迅速であって、国力が一方向に一致したときに、巨大なパワーを発生する国民性を有している。

ノーベル賞も自然科学部門において、過去113を獲得して、他を圧倒的に離している独創性がある。これら集中力、独創性、資源力は、米国の大きな財産である。米国の大きな底力が近い将来にまた発揮されることは間違いない。

現に、わが国へ進出している米国企業は、1979年3月末までに米国上位200社のうち124社であって、約60%に上っている。これに対して、米国以外の世界上位100社は、米国企業の約半分位しか進出していない。これなどの例も、巧みな米国企業の知恵と底力を示すものといえる。

ここに、米国において過去になされた基本的な発明をあげると表1.1のようになる。

世界の技術史上大変革を与えたこれらの大発明を生んだ米国の創造的な土壌には驚く外はない。この表に列挙されていない数多くの中小発明にもすばらしいものが多い。現在米国は、1981年春にスペースシャトルを打ち上げて、また新しい宇宙時代を開いたわけであるが、このスペースシャトルには未公開の無数の発明が含まれているので、米国の特許件数はこれらのものを加えればきわめて多い数に上るに違いない。そのため各国の特許件数の比較については、考察が必要であろうか。

また、現在スペースシャトルの打上げによって、宇宙で材料や薬品を生産し